別表1-3　申請項目及び作業（GC/MS法(簡易測定法)）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請対象とする作業の範囲 | 対応可能な測定方法 | 備考 |
| 申請項目 | 試料採取、試料の分析及び定量結果の確定 |
| 排出ガス |  |  |  |
| ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻 |  |  |  |
| 土壌 |  |  |  |
| 記載例：排出ガス | ○ | 告示第3の1 |  |
| 記載例：土壌 | ○ | 抽出：ソックスレー抽出分析：GC/HRMS |  |

注 １：「申請対象とする作業の範囲」欄には、該当するものに○を付けること。

 ２：「対応可能な測定方法」欄には、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成17年環境省告示第92号）又は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）のうち、対応可能な測定方法を記載すること。なお、申請項目が土壌である場合には、平成11年環境庁告示第68号備考3の簡易測定方法のうち、対応可能な抽出方法及び分析方法を記載すること。また、分析方法については、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計が対応可能である場合には「GC/HRMS」、四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計が対応可能である場合には「GC/QMS」、三次元四重極形ガスクロマトグラフ質量分析計が対応可能である場合には「GC/ITMS/MS」と記載すること。

３：対応可能な測定方法が複数ある場合には、測定方法ごとに申請すること。